

CRS Report for Congress

「猥褻」、「児童ポルノ」、および「下品な表現」を
めぐる論議：最近の展開と懸案事項

2008年5月20日更新

米国議会調査局
ヘンリー・コーエン
Henry Cohen
Legislative Attorney
American Law Division



Prepared for Members and
Committees of Congress

概要

合衆国憲法修正第 1 条は、「連邦議会は、… または言論あるいは出版の自由 … を制限する法律を制定してはならない」と定めている。修正第 1 条は、2つの例外を除き、ポルノ (pornography) と下品な表現 (indecency) にも適用される。ここで使われるポルノと下品な表現という用語は、性的な性質を持つあらゆる言葉または画像を指す。2つの例外とは、猥褻 (obscenity) と児童ポルノ (child pornography) である。この2つは、修正第 1 条によって保護されないため、違法とされることがあり、実際に違法とされたケースもある。ただし、修正第 1 条により保護されるポルノと「下品な」情報・素材 (“indecent” materials) は、未成年者のそれらへのアクセスを制限するため、規制の対象となることがある。

猥褻

ポルノが法的に猥褻であるとされ、その結果として、修正第 1 条の保護の対象から除かれるには、それが最低でも「明らかに不快な (patently offensive) ハードコアの性的行為を描写または記述」していることが必要である。¹ 最高裁判所は、表現物が猥褻であるか否かを判断するため、ミラー・テスト (Miller test) という3つの要件から成る基準を設けている。その3つの要件は、次の通りである。

(a) 平均的な人が、その所属する地域社会などのコミュニティのそのときの基準 (contemporary community standards) に照らしてその表現物を見た場合、全体として好色的な興味に訴えていると考えるか、(b) その表現物が、当該州法によって明確に定義された性的行為を、明らかに不快感をえる方法で、描写または記述しているか、(c) その表現物が、全体として見た場合、まじめな文学的、芸術的、政治的または科学的価値を欠いているか。²

ポープ対イリノイ訴訟 (Pope v. Illinois) において、最高裁判所は「ミラー・テストの1番目と2番目の要件——好色的な興味に訴えているか、および、明らかに不快感を与える方法が用いられているか——は、陪審員がそのときのコミュニティの基準を適用して判断する事実問題である」ことを明確にした。しかし、3番目の要件については、この場合の「適切な審問とは、当該コミュニティの一般的な構成員が、猥褻だとされる情報・素材にまじめな文学的、芸術的、政治的または科学的価値を見いだすかどうかではなく、分別のある人がその情報・素材を全体として見て、そのような価値を見いだすかどうかである」³ とした。また、ブロケット対スポケーン・アーケーズ訴訟 (Brockett v. Spokane Arcades) で、最高裁は、その情報・素材が「正常で健康的な性的

¹ Miller v. California, 413 U.S. 15, 27 (1973) 詳細については、C R S レポート 95-804 Obscenity and Indecency: Constitutional Principles and Federal Statutes (by Henry Cohen) 参照。

² 413 U.S. 24 (1973) (引用省略)

³ 481 U.S. 497, 500 (1987)

欲求を喚起するだけの場合」は、猥褻ではないという判断を示し、情報・素材が猥褻であるためには「裸体、性、または排泄行為に対する恥ずべき、あるいは、病的な興味」に訴えるものでなければならないとした。⁴

猥褻をめぐる論議：最近の展開

1996年通信品位法 (Communications Decency Act of 1996: CDA) (P.L. 104-104, § 507) は、猥褻物の州間取引を禁じる法律 (18 U.S.C. §§ 1462, 1465) の適用範囲を、同様の取引を目的とする「双方向コンピュータ・サービス」の使用にまで拡大した。CDAは、「双方向コンピュータ・サービス」を「インターネットへのアクセスを提供するサービスまたはシステム」を含むと定義した (47 U.S.C. § 230(e)(2))。これらの規定は、インターネット上の下品な表現の規制を意図したCDAの2つの条項を違憲としたレノ対アメリカ自由人権協会訴訟 (Reno v. ACLU) における最高裁判決の影響を受けなかった。⁵

猥褻をめぐる論議：懸案事項

最高裁判所は、レノ判決における付言で、次のように指摘した。「インターネットに『コミュニティ基準』という尺度が適用されるということは、全国の受け手に利用可能な通信が、その内容によって感情を害される可能性が最も高いコミュニティの基準に従って判断されることを意味する」⁶ この指摘は、少なくともインターネット上の情報・素材に関しては、被告側が提供する通信を加入者だけに利用可能とし、よって掲示された情報にアクセスできるコミュニティを限定することができるインターネット・サービスの場合を恐らく除き、最高裁がコミュニティ基準という尺度を別の尺度に代える可能性を示唆するものであった。しかし、最高裁はその後、コミュニティ基準を使用しても、そのことによってインターネット上の「未成年者に有害な」情報・素材を禁じる法律が違憲となるわけではないとの判断を示した。⁷

児童ポルノ

児童ポルノとは、「一定の年齢に満たない児童による性的行為を視覚的に (visually) 描写した」情報・素材である。⁸ 児童ポルノは、猥褻でない場合でも修正第1条の保護を受けない (すなわち、児童ポルノについては、ミラーテストの要件を満たさなくても、禁止できる)。⁹ 児童ポルノが保護の対象外である理由は、それが「本質的に

⁴ 472 U.S. 491, 498 (1984)

⁵ 521 U.S. 844 (1997)

⁶ 同上 877-878

⁷ Ashcroft v. American Civil Liberties Union, 535 U.S. 564 (2002)

⁸ New York v. Ferber, 458 U.S. 747, 764 (1982) (「視覚的に」は原文イタリック体) 詳細については、CRS レポート 95-406, Child Pornography: Constitutional Principles and Federal Statutes (by Henry Cohen) 参照。

⁹ これは、児童ポルノが好色的な興味に訴えていない場合、明らかに不快でない場合、または文学的、芸術的、政治的もしくは科学的価値を欠いていない場合でも、禁止することができることを意味する。Ferber, supra note 8, 458 U.S., at 764 参照。

児童の性的虐待に関連しているからである。… 児童ポルノ写真や映画の制作者のみを追及するだけでは、児童の性的搾取をやめさせることは不可能でないにしても困難であると州議会が考えた場合でも、それが条理に反していたとする本格的な主張は見られない」¹⁰

連邦法は、児童ポルノの州間取引（コンピュータによるものを含む）を禁じている。(18 U.S.C. § § 2252, 2252A) また「児童ポルノ」については、未成年者を関与させる「性的にあからさまな行為」の「視覚的な描写」として定義し、さらに「性的にあからさまな行為」とは、さまざまな性的行為だけではなく、「人の生殖器あるいは恥部の猥褻な展示」を含むと定義している (18 U.S.C. § 2256)。

児童ポルノをめぐる論議：最近の展開

連邦議会は 1994 年、児童ポルノに関する法律を改正し、「人の生殖器あるいは恥部の猥褻な展示」は「裸体の展示またはそれらの部位の外形が衣服を通して認識できるような展示」に限定されないと定めた (18 U.S.C. § 2252 note)。その後、1996 年児童ポルノ禁止法 (Child Pornography Prevention Act of 1996 : CPPA) は、「実際に未成年者が使われていなくても、未成年者のように見える視覚的描写は児童ポルノに含まれる」という定義を定めた (18 U.S.C. § 2256(8))。従って、同法は未成年者のように見える成人の出演者を使用した視覚的描写だけでなく、モデルを使わずに作成されたコンピュータ・グラフィックスおよび描画または絵も禁止の対象とした。

アシュクロフト対「表現の自由連盟」訴訟 (Aschcroft v. Free Speech Coalition) において、最高裁判所は、CPPA が実在の未成年者を使って作成されたのではない画像を禁止する限りにおいて、CPPA は違憲であるとした。¹¹ 児童ポルノが修正第 1 条によって保護されないためには、それが猥褻であるか、あるいは、性的行為（「みだらな」ポーズを含む）を行っている実在の児童もしくは児童が性的行為を行っているように見せかけるためにその画像が「加工」(morphed)された児童を描いているか、のいずれかでなければならない。アシュクロフト判決において、最高裁は、実在の児童を使用した児童ポルノを禁止した法律は「その対象が作品の制作であって、作品の内容ではない」ため、合憲であるとした。対照的に、CPPA は制作手段ではなく、内容を対象とするものであった。政府は CPPA の成立を図る理論的根拠として、「小児性愛者が児童に対して性的行為に参加するよう仕向けるためにそうした情報・素材を利用する可能性がある」「それによって、小児性愛者が自分の性的欲求を刺激する可能性がある」「その結果、実在の児童の性的虐待や性的搾取を増大させる可能性がある」などの点を挙げた。最高裁は、政府は「憲法上、個人の私的な考え方を管理することが望ましいという前提に立って法律の制定を図ることはできず」、また「『はっきりしない将来の時点』において、違法行為が行われる可能性が高まるからといって言論を禁止することはできない」として、政府が示した理論的根拠は不十分であるとの判断

¹⁰ Ferber, supra note 8, 458 U.S., at 759-760

¹¹ 535 U.S. 234 (2002)

を示した。

政府は「コンピュータ画像技術の進歩に伴い…、特定の画像が実際に児童を使用して作成されたことを証明することがますます難しく」なっており、「バーチャルな」児童ポルノの存在が「実際に児童を使うポルノ制作者の訴追をより困難にする」とも主張した。最高裁は、政府のこの理論的根拠について、「修正第1条の趣旨を逆さまにとらえた本末転倒である。政府は違法な言論を抑圧する手段として、合法的な言論を抑圧することはできない」という判断を示した。アシュクロフト判決を受けて、議会は2003年、児童保護法 (PROTECT Act) (Public Law 108-21) の第5編を制定した。PROTECT法は「性的にあからさまな行為を行っている未成年者を描いた、またはそれと区別がつかないようなデジタル画像、コンピュータ画像またはコンピュータ生成画像」を禁じている。また、同法は「性的にあからさまな行為を行っている未成年者を描き」、また、猥褻もしくはまじめな文学的、芸術的、政治的もしくは科学的価値を欠いている「描画、漫画、彫刻または絵画を含むあらゆる種類の視覚的描写」を禁じている。¹² 同法はさらに、当該素材が猥褻もしくは実在の児童を描いた児童ポルノであることを確信していることを示すような方法、または他人にそう信じさせるような方法で、その広告、宣伝、提示、配布または勧誘を行うことは犯罪行為であるとしている。¹³

2006年アダム・ウォルシュ児童保護及び安全法 (Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006) (P. L. 109-248) は、児童ポルノに関する規定をいくつか含むが、中でも、第502項は18 U.S.C. § 2257を修正したもので、実際の性的にあからさまな行為を描いた情報・素材を制作した者に対し、各出演者の氏名および生年月日を記録することを義務付けており、第503項は18 U.S.C. 2257Aを法制化したもので、模擬的性行為に関しても、基本的に同じ要件を課している。

¹² 前2文に規定する禁止措置が、実在の児童を使用しないで作成された、猥褻ではない児童ポルノに適用される場合、Ashcroft 判決に基づき違憲となるとみられる。

¹³ United States v. Williams (No.06-694, U.S., 2008年5月19日)において、最高裁判所はこの禁止措置の合憲性を支持した。最高裁判所は、次のように指摘した。この規定の下では、「おとり捜査官から児童ポルノを手に入れようとしたインターネット利用者は、その捜査官が児童ポルノを所持していない場合でも、法律に違反したことになる。同様に、バーチャル児童ポルノを実在の子供を描いたように宣伝する者も、この法律の適用範囲に含まれる」Slip op. at 7. 最高裁は、このような活動は憲法の保護を受けないと判示したが、理由は次の通りである。「違法取引の申込み [違法行為に対する具体性を欠いた主張とは対照的に] は、申込人が事実認定について間違っただとしても（例えば、売買を申し込んだ児童ポルノが存在しない場合、または憲法で保護されている場合など）、修正第1条の保護から明確に除外される」。Slip op. at 11, 13, 14.

下品な表現

連邦通信委員会 (F C C) は、「下品な」情報・素材とは、「性器もしくは排泄器官、あるいは性的もしくは排泄行為」を「放送媒体のそのときのコミュニティ基準に照らして、明らかに不快な」表現で「記述または描写した」ものであると定義している。¹⁴ 下品な情報・素材は、猥褻物または児童ポルノに該当しない限り、修正第 1 条で保護されている。ラジオおよびテレビの放送を除き、政府は、修正第 1 条で保護されている下品な情報・素材を、「必要不可欠な利益を促進するため」に限って「その明確化された利益を促進するのに必要な最も非制限的な手段」を用いてのみ、規制することができる。¹⁵ 最高裁判所は「未成年者の身体的・精神的健康を保持することに、必要不可欠な利益があることを認めている。この利益は、成人の基準では猥褻に当たらない印刷物の影響から未成年者を守ることにまで及ぶ」¹⁶

電話、放送媒体およびケーブルテレビで伝送される下品な情報・素材については、それを禁止するものではないが、実質的に制限する連邦法規がいくつかある。¹⁷ また「未成年者に有害な」情報・素材を未成年者に配布することを禁止する州法も数多くある。これらの法規の下で「未成年者に有害」とされる情報・素材は、概して、未成年者にとってまじめな価値が全くない、性的な性質を持った情報・素材に限定されており、この点において、「下品な」情報・素材よりも狭義に定義される傾向がある。最高裁判所は「未成年者に有害な」情報・素材に関するニューヨーク州法を支持している。¹⁸

下品な表現をめぐる論議：最近の展開

最高裁判所は 1997 年、1996 年通信品位法 (CDA) の 2 つの規定——未成年者に対する電話、ファックスまたは電子メールによる下品な通信の禁止を図る規定、および「18 歳未満の者が利用可能な方法」で下品な情報・素材を表示する「双方向コンピュータ・サービス」の利用の禁止を図る規定——を違憲と判断した。¹⁹ 後者

¹⁴ In the Matter of Industry Guidance on the Commission's Case Law Interpreting 18 U.S.C. § 1464 and Enforcement Policies Regarding Broadcast Indecency, File No. EB-00-IH-0089 (2001 年 4 月 6 日) この定義は、ダイヤル・ポルノにおける F C C の「下品な」の定義と似ている。Dial information Services Corp. v. Thornburgh(938 F.2d1535, 1540 (2d Cir. 1991)) 参照。上告不受理 (502 U.S. 1072 (1992))。

¹⁵ Sable Communications of California v. Federal Communications Commission(492 U.S. 115, 126 (1989))

¹⁶ 同上

¹⁷ 47 U.S.C. § 223 (b) (商業用ダイヤル・ポルノ) , 18 U.S.C. § 1464, 47 U.S.C § 303 note (放送媒体) , 47 U.S.C § § 531(e), 532(c)(2), 532(h), 559-561 (ケーブルテレビ) . 最高裁は第 561 項を違憲とした。United States v. Playboy Entertainment Group, Inc. (529 U.S. 803(2000))

¹⁸ Ginsberg v. New York(390 U.S. 629(1968))

¹⁹ Reno v. American Civil Liberties Union, supra note 5

が禁止されていたら、公開のウェブサイト（すなわち、会員制ではないウェブサイト）からの下品な情報の発信は禁止されていたであろう。

C D Aに代わる法律として、児童オンライン保護法 (Child Online Protection Act, P.L. 105-277 (1998):COPA) が制定されたが、COPA は次の2つの主要な点においてC D Aと異なる。(1) COPA が未成年者に対する通信を禁止しているのは、下品な情報・素材ではなく、「未成年者に有害な情報・素材」のみであり、(2) その適用対象は、アクセス可能な公開のウェブサイト上の商業目的の通信に限られる。「未成年者に有害な情報・素材」の定義は、(A) コミュニティ基準で判断して好色的であるもの、(B) 性的行為または生殖器もしくは思春期以降の女性の胸のみだらな露出を「未成年者に関して、明らかに不快な方法で描写、記述または表示した」もの、および(C) 「未成年者にとって、まじめな文学的、芸術的、政治的または科学的価値を欠く」ものである。COPA が憲法に違反するとの訴えが提起され、原告が勝訴する可能性があるとして判断した連邦地方裁判所は、本案審理までCOPA の執行を差し止める予備的差止命令を出した。このため、COPA は発効しなかった。²⁰ 連邦地裁は2007年3月22日、COPA を違憲として、その執行に対し終局的差止命令を出した。決定の根拠は(1) 「COPA は連邦議会の言う、必要不可欠な利益に合致するように規制を狭く特定していない」、(2) 司法長官は「COPA が、その必要不可欠の利益を達成するために、必要最小限の制限を設けた、最も効果的な選択肢であることを示す責任を果たせなかった」、および(3) 「COPA は、容認できないほど漫然としていて、適用範囲が広すぎる」というものであった。²¹

下品な表現をめぐる論議：懸案事項 2003年のゴールデン・グローブ賞授賞式で、歌手のボノは受賞が決まったのを受けて、「これは実に、実に“f[***]ing”に素晴らしい(“this is really, really f[***]ing brilliant”)と語った。F C Cは、「Fワード(Fで始まる汚い言葉)の核心の意味を考えれば、この言葉はどのように使われようと、どのようなバリエーション、どのような文脈においても、本質的に性的な含意がある」ことを理由に、たとえ修飾語として使用されたとしても、下品だと判断した。²² 偶発的なののしり言葉(occasional expletive)を放送した場合、それに対する制裁は正当化されるか否かという問題について、最高裁判所が見解を示していないことから、F C Cの判断が修正第1条と矛盾していないかどうかという疑問が生じている。²³ FCCは2006年、

²⁰ American Civil Liberties Association v. Reno (31 F. Supp. 2d 473(E.D.Pa., 1999)) 217 F.3d 162(3d Cir. 2000) 上告棄却, Aschcroft v. American Civil Liberties Union (535 U.S. 564(2002)) の名称で破棄差戻し, 322 F.3d 240(3d Cir. 2003) 差戻審において棄却, 542 U.S. 656(2004) 棄却差戻し。

²¹ American Civil Liberties Union v. Gonzales (478 F. Supp. 2d 775(E.D. Pa.2007))

²² In the Matter of Complaints Against Various Broadcast Licensees Regarding Their Airing of the “Golden Globe Awards” Program, File No. EB-03-IH-0110 at 4 (2004年3月18日)。詳細については、CRS レポート RL32222, Regulation of Broadcast Indecency: Background and Legal Analysis (by Henry Cohen, Kathleen Ann Ruane) 参照。

²³ Federal Communications Commission v. Pacifica Foundation (438 U.S. 726, 750 (1978))

「瞬間的なもののしり言葉」(fleeting expletives)が使われたとして、このほか4つのテレビ放送に対し措置を取ったが、2007年6月4日、第2巡回区連邦控訴裁判所は「瞬間的なもののしり言葉に関するFCCの新政策は、行政手続法に照らして、恣意的かつ一貫性に欠ける」との判断を下した。²⁴ また、同裁判所は「もののしり言葉」は「日常会話の中で、性的または排泄行為に関わる意味を持つことなく、しばしば使用される」と指摘した。同裁判所は、FCCの政策を法定根拠に基づき覆したが、FCCが修正第1条にも違反したか否かについての判断は下さなかった。

FCCは、2004年のスーパーボールのハーフタイム・ショーでのジャネット・ジャクソンの「衣装トラブル」事件でも、これを放送したCBSに対して措置を取った。これに対し、CBSは上訴し、2007年9月11日、第3巡回区連邦控訴裁判所で口頭弁論が行われた。

児童インターネット保護法

(Children's Internet Protection Act, P.L. 106-554 (2000))

児童インターネット保護法(CIPA)は、猥褻物、児童ポルノおよび「未成年者に有害な」情報・素材へのアクセスを制限する法律であるので、ここで別途論じることにする。CIPAは、3つの連邦法規を修正し、次のように定めている。すなわち、学校または図書館が、インターネット上の猥褻な画像、児童ポルノ、または未成年者に有害な画像への未成年者のアクセスをブロックまたはフィルタリングし、かつ、インターネット上の猥褻な視覚的描写または児童ポルノへの成人のアクセスをブロックまたはフィルタリングする政策を実施しない場合、その学校または図書館は、インターネット接続用のコンピュータの購入またはインターネット接続のための直接的な経費の支払いに、前述の連邦法規に基づいて受け取る補助金を使うことはできず、ユニバーサル・サービス割引も受けることができない。しかし、同法は「真正な研究など合法的な目的のため」には、フィルタリング機能を無効にすることができると定めている。

最高裁判所は2003年、CIPAは合憲であるとの判断を示した。²⁵ 相対多数意見は、「フィルタリング・ソフトウェアが『過度にアクセスをブロックする』傾向がある、すなわち、ソフトウェア・ユーザーが意図した範囲を超えて、憲法で保障された言論へのアクセスまで誤ってブロックしてしまう傾向がある」ことを認めた。しかし、相対多数意見は、「誤ってアクセスをブロックすることによって憲法上の問題が生じる」としても、「そうした懸念は、利用者がフィルタリング・ソフトウェアを無効にすることが十分に容易であることで解消される」とした。また、相対多数意見は、CIPAはフィルタリングの導入に同意しない図書館の利益を否定するものでは

²⁴ Fox Television Stations, Inc. v. Federal Communications Commission (489 F.3d 444, 447(2d Cir. 2007), 上告受理, No.07-582(U.S. 2008年3月17日)。

²⁵ United States v. American Library Association (539 U.S. 194(2003))

なく、むしろ「公的資金は、認定された目的のために使われるべきであると主張しているに過ぎない」との判断を示した。